

令和6年度社会福祉推進事業
子どもの学習・生活支援事業における学習支援と生活支援の
一体的実施等のあり方に関する調査研究事業

子どもの学習・生活支援事業に関するガイドライン

【概要版】

令和7年3月

株式会社 日本能率協会総合研究所

1. 学習・生活支援事業とは

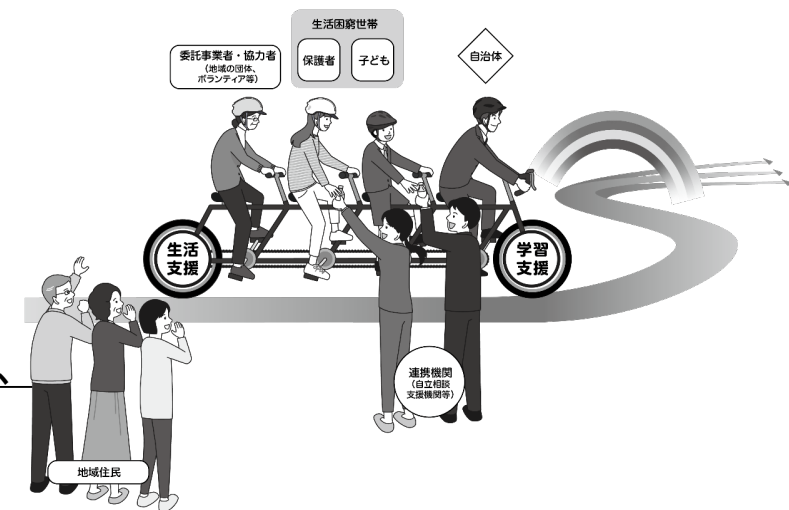
(1)本ガイドラインについて

- 本ガイドラインは、福祉事務所設置自治体が実施する「子どもの学習・生活支援事業」の効果的な実施方法を提供することを目的としています。
- 事業未実施の自治体には事業の立ち上げの参考として、既に実施している自治体には支援の質の向上や学習・生活支援の一体的実施を促進するための指針として活用されることを期待します。

(2)事業の目的と位置づけ

- 子どもの貧困は、家庭環境や保護者の養育面の課題等が要因となり、子どもの低学力・低学歴につながり、貧困の連鎖を生むと指摘されています。学習・生活支援事業を含む生活困窮者自立支援制度は、生活困窮者の尊厳を確保しつつ、生活に困窮しているという状態だけでなく、その背景も捉え、一人ひとりの状況に応じた包括的かつ早期に支援することを通じ、地域づくりにもつなげていくことで、地域共生社会の中核的な役割を果たすことが期待されています。子どもの将来が、その生まれ育った環境により左右されず、公平な条件で人生を歩むことができるよう、「貧困の連鎖を防ぐ」という視点に立って積極的な支援を行うことが必要です。
- 学習・生活支援事業は、生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子ども及びその保護者を対象として実施するものであり、子どもの学習支援とともに、保護者も含めた生活習慣・育成環境の改善に関する支援を行うものです。
- 「貧困の連鎖」を防止するための取組として、学習支援を中心としながら、居場所の提供や体験学習を通じた相互の交流やコミュニケーションを図ることなど、創意工夫のある取組を、地域の実情に応じて実施していくものです。
- 学習支援の効果を高めるためには、生活環境の改善が欠かせないため、子ども自身への学習支援に加え、生活習慣や育成環境の改善、保護者（世帯含む）への支援を一体的に進め、関係者間の密接な連携を通じて、支援の効果の最大化を図り、実施していくことが必要です。

〈事業イメージ図〉



2. 学習・生活支援事業の実施内容

(1) 学習支援

- 学習（学び直し）の機会を提供し、高校等進学に向けた学習支援や学習習慣の定着、学習意欲の向上を図ります。

- ✓ 学習指導員やボランティア等による家庭の状況を踏まえた個別やグループでのサポート、学校の勉強の復習・フォローアップ、学習の習慣づけ、学び直し 等

(2) 生活支援

①子どもに対する支援

〈居場所での相談支援〉

- 子どもが安心して過ごせる場所を提供し、支援員による相談支援や子ども同士の学び合い等を図ります。

- ✓ 事業実施スペース等を活用して、子どもが支援員等へ相談ができる、あるいは子ども同士での交流ができる場所を提供 等

〈日常生活習慣の形成〉

- 生活習慣の助言や実践を通じて、十分な日常の生活習慣等が身についていない子どもへの支援を図ります。

- ✓ 居場所づくりの場や家庭訪問時における後片付け、整理整頓、手洗い、うがい等の健康管理の習慣づけ 等

〈社会性の育成〉

- 親や家族以外の人と接する機会の少ない子ども等に対して助言することにより、他人との接し方等を身につけます。

- ✓ 居場所づくりの場や家庭訪問時において、日常生活における挨拶や言葉遣いに関する助言 等

〈体験活動等〉

- 体験機会の少ない子ども等に対し、共同作業や年中行事等の体験を通じ、自己有用感や社会性の醸成、将来の進路選択を考えるきっかけづくり等を図ります。

- ✓ 居場所づくりの場における調理実習、キャンプでの集団生活や自炊体験、農業体験、スポーツレクリエーション、七夕会、クリスマス会等の年中行事体験 等

※上記のほか、小学生、中学生、高校生世代への支援

2. 学習・生活支援事業の実施内容

(2)生活支援(続き)

②保護者に対する支援

〈子どもの養育に必要な知識の情報提供等〉

- 子どもの養育に関する知識や情報が十分でない保護者に対して助言や情報提供を行うことにより、子どもの育成環境の改善を図ります。

- ✓ 子どもの教育の重要性、家庭の食生活や衛生環境の改善、生活費の管理、子育てや子どもとの関わり方の助言、講座や相談会の開催等

〈教育や進路選択に必要な相談支援〉

- 生活困窮世帯では子どもの教育資金が不足しがちであり、10代への支援が不十分だと長期間の支援の空白が生じる可能性があるため、学習支援だけでなく、教育・進学・就労を含む自立支援のための相談が必要です。

- ✓ 就学援助費等の情報提供、進路選択に関する相談、進学に必要な奨学金などの公的支援の情報提供、子どもの将来の就職に向けた相談支援や就労支援の利用の助言 等

〈巡回支援等を通じた世帯全体への支援〉

- 保護者に対する助言等、世帯全体への支援を行うことにより、子どもの育成環境の改善を図ります。

- ✓ 家庭訪問等により、子どもの学習状況の確認や保護者の悩みに寄り添うとともに、必要に応じて自立相談支援事業や各種支援策の情報提供及び利用勧奨 等

3. 学習・生活支援事業の実施方法

(1) 実施主体

- 実施主体は、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村ですが、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、都道府県等が適当と認める民間団体に、事業の全部又は一部を委託することができます。

(2) 実施要件(配置人員、資格要件、実施期間等)

- 学習・生活支援事業の実施にあたっては、地域の実情に応じた事業実施を基本としています。このため、配置人員、資格要件等について、国としての要件は定めていませんが、事業をより効果的に実施するため、独自に定めている自治体もあります。

(3) 実施形態

- 拠点となる会場に子どもが集まる「集合型」、子どもの家庭等に訪問する「訪問型」、対面ではなくインターネットを活用した「オンライン型」、それらを状況により組み合わせた「複合型」があります。

(4) 運営形態

- 自治体職員が自ら実施する「直営」、事業者へ委託して実施する「委託」、「直営」と「委託」を組み合わせた「併用型」があります。

4. 学習・生活支援事業における連携体制の整備

- 生活困窮世帯の子どもは、経済的な困窮に加え、不登校やひきこもり、ヤングケアラー、発達障害、家庭全体としても虐待や保護者の就労、精神疾患、衛生環境など複合的な課題を抱えている場合があります。そのため、生活困窮者自立支援担当部署だけでは対応が難しいため、他機関との連携が必要となります。
- 学習・生活支援事業では、適切な支援者を見つけ、協力を要請し、支援の目的や方向性を共有しながら継続的に支援することが重要です。また、地域の商工会や企業、居住支援機関、食料支援団体など多様な社会資源とも連携し、子どもの学習や社会参加の機会を広げることが求められます。

(1) 庁内体制の整備

- 生活困窮者自立支援制度を子どもの養育支援の一環として捉える場合、行政の関係部局は多岐にわたり、単独では十分な効果を発揮しにくいです。そのため、自治体は庁内の連携体制を整え、地域の実情に応じた支援施策を検討し、展開する必要があります。また、委託して実施する場合も、委託先が関係部局と連携できるよう調整することが求められます。

(2) 自立相談支援機関・他機関との連携体制の整備

- 学習・生活支援事業をより効果的に実施していくためには、次のような関係機関と連携して実施していくことが求められます。
 - ・ 自立相談支援機関
 - ・ 教育関係機関（幼稚園・保育所、小学校、中学校、高校、大学・短大・専門学校等の高等教育機関、フリースクール、学習塾 等）
 - ・ 地域の民間機関（町内会・自治会等の地縁団体、ボランティア団体、NPO法人・認定NPO法人、民間企業、子ども食堂、フードバンク、シルバー人材センター、医師会、医療機関 等）
 - ・ 行政機関（母子保健担当部署、児童福祉担当部署、教育委員会、生活保護担当部署、住宅施策担当部署、障害福祉担当部署、商工労働担当部署、多文化共生担当部署、児童相談所、警察署、保健所、児童館・児童遊園、図書館、公民館、コミュニティセンター、他自治体 等）
 - ・ 福祉関係機関（社会福祉協議会、社会福祉施設・事業所、児童養護施設、就労支援機関 等）
 - ・ 専門職等（ケースワーカー、社会福祉士、精神保健福祉士、民生委員・児童委員、公認心理師・臨床心理士、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、キャリアコンサルタント、医師、看護師、保健師、栄養士、自治体独自に配置している専門職 等）

5. 事業実施のポイント

(1) 学習支援と生活支援の一体的実施

- 学習・生活支援事業を効果的に実施するには、学習支援と生活支援を連携させ、一体的に提供することが重要です。
- 学習環境が整っていない子どもには学びやすい環境を整え、生活環境に課題を抱える子どもには基本的な生活習慣の確立を支援します。また、保護者への進学や就職に関する情報提供や奨学金制度の案内を通じて家庭での支援を促し、子どもの成長を後押しします。さらに、教育機関や福祉機関など関係機関と連携するとともに、多様な体験活動を提供することで子どもの進路選択の幅を広げます。
- このような取組により、子どもの可能性を広げ、自立を支援することで貧困の連鎖を断ち切ることが求められます。

(2) アセスメントシート・プランシートによる支援

- アセスメントシートとプランシートは、子どもの状況を的確に把握し、効果的な支援を行うための重要なツールです。
- アセスメントシートを用いて学習状況や生活環境を詳細に把握し、課題を明確化することで支援の方向性を設定します。その後、プランシートで短期・中期・長期の目標や具体的な支援内容を計画し、学習支援・生活支援・保護者支援を含む包括的な支援を実施します。
- これらのシートは関係機関と共有することで、一貫性のある支援が可能となり、子どもの成長実感やモチベーション向上にもつながります。

(3) 体験活動等の充実

- 学習・生活支援事業における体験活動は、子どもの学習意欲や社会性を育み、進路選択に役立てることを目的としています。特に生活困窮世帯の子どもに対して、学ぶ楽しさや社会とのつながりを実感させ、自己肯定感を育むことで将来への希望を持たせることが重要です。
- 農業体験や職場見学、地域イベントへの参加などを通じて、働く意義や社会の仕組みを学び、地域とのつながりを強化することで、進学や就職への意識向上につながります。

5. 事業実施のポイント

(4)小学生への効果的な支援

- 小学生は学習習慣や生活習慣を身につける重要な時期であり、貧困の連鎖を断ち切るためには、この段階から支援を行うことが効果的と考えられます。
- 支援体制は手厚くすることが望ましく、遊びを取り入れた学習などを通じて、自己肯定感を高め、大人への安心感を醸成することが期待されます。
- 小学生への支援は、学習習慣や生活習慣の定着を促すとともに、中長期的な視点から取り組むことが求められます。

(5)中学生への効果的な支援

- 中学生は義務教育を終え、高校生世代へと移行する転換期にあり、学力の向上とともに、進路選択や社会性の形成が重要となる時期です。特に生活困窮世帯の子どもには学習支援と生活支援を一体的に行うことで、将来の選択肢が狭くならないように支援するとともに、自立に必要な力を養い、貧困の連鎖を防ぐことが求められます。
- 一人ひとりの理解度に応じた学習支援や高校受験対策を提供し、家庭環境が整っていない場合には安心して勉強できる場を用意することが重要です。また、保護者への奨学金制度や学費支援の情報提供を通じて進学ハードルを下げ、家庭内のサポート体制を整えることが必要です。

(6)高校生世代への効果的な支援

- 高校生世代への支援は、進学や就職など将来の選択を具体的に考える時期であることを踏まえた対応が必要です。
- 進学を目指す子どもには受験対策講座や個別指導を、進学以外の道を選ぶ子どもには資格取得支援や職業訓練を提供します。また、中退防止や学び直しの支援が重要であり、高校との連携強化も必要です。
- 生活支援では金銭管理や職業体験を通じて自立した生活をイメージできる機会を提供し、大人への移行期にある子どもを周囲の大人が見守りながら支えていくことが求められます。

5. 事業実施のポイント

(7) 担い手の確保

- 学習・生活支援事業の担い手には特定の資格要件はないものの、子どもと信頼関係を築き、社会との接点となる役割が求められます。特に大学生は子どもとの年齢が近いこと、相談しやすく目標となりやすい存在であり、担い手として活用する事例が多く見られます。
- また、地域の学習指導経験者や福祉関係者、元教員などを活用することも有効であり、教育委員会や教員OB団体、社会福祉協議会などと連携することで人材を確保しやすくなります。

(8) 個人情報への配慮

- 生活困窮者であることを知られたくないと考える保護者が大多数であることから、事業実施に際しては、その点への配慮が不可欠です。一方、事業を実施する自治体側は個人情報の取扱いに苦慮しており、生活困窮者自立支援法や個人情報保護法などによる守秘義務の規定を遵守する必要があります。
- 支援の効果を高めるためには、関係機関との情報共有が重要ですが、その際には支援会議を活用し、構成員に守秘義務を課すことで、情報交換と連携を可能にしています。関係機関等と個人情報を共有する際は、本人の同意を得るなど適切な手続きを踏むことが必要です。

(9) 他自治体との共同実施

- 学習・生活支援事業の実施において、小規模自治体では支援対象者の少なさや社会資源の確保が課題となることがあります。そのため、近隣自治体と連携して実施することも考えられます。
- 共同実施には、事業費削減、人材確保の容易化、支援の質の均等化、ノウハウの蓄積といった利点も期待できます。

5. 事業実施のポイント

(10) 目標設定、効果測定

- 学習・生活支援事業の目的は貧困の連鎖を防ぐことであり、そのためには事業の効果を測定し、目標を明確化することが重要です。目標設定により、支援の効果・成果を可視化し、必要な改善を加えることが可能となり、PDCAサイクルを回すことが可能になります。
- また、目標設定は自治体と関係機関の連携を強化し、支援の方向性を統一する役割を果たします。定量・定性データを活用することで、事業の成果を可視化し、政策決定や予算確保の根拠とすることも可能です。

(11) 保護者支援の充実

- 保護者が就労していない生活困窮者世帯では、生活リズムや生活習慣が整っていない場合が多く、保護者への支援が不可欠です。また、子どもに向けた支援のみでは保護者へのアプローチができず、子どもが暮らす家庭の学習・生活環境の改善には限界があります。そのため、子どもだけでなく、保護者支援を充実させることが、事業効果を高めるためにも重要です。